



PRESS RELEASE



令和8年9月10日

神崎市建設工事等入札参加資格者の指名停止を行います

「神崎市建設工事等に係る指名停止等の措置要領」により、下記のとおり指名停止を行います。

記

1. 対象業者、登録業種

対象業者：株式会社大島 代表取締役社長 大島 弘三
(佐賀県鳥栖市養父町38)

登録業種：土木一式工事－A級、建築一式工事－A級、とび・土工・コンクリート工事－C級、
屋根工事－登録、鋼構造物工事－B級、舗装工事－A級、しゅんせつ工事－登録、
塗装工事－B級、防水工事－登録、内装仕上り工事－登録、建具工事－登録、
解体工事－登録

2. 指名停止の理由

株式会社大島は、佐賀県内で請け負った建築一式工事において、建設業法第3条第1項の許可を受けずに建設業を営むものと、同法施行令第1条の2第1項で定める軽微な建設工事の範囲を超えて下請契約を締結した。このことが、同法第28条第1項第6号に該当するとして、令和8年7月17日に九州地方整備局長から7日間の営業停止処分を受けた。

3. 指名停止期間

「神崎市建設工事等に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため、停止期間は、1か月以上9か月以内の範囲内で措置する。
また、「神崎市建設工事等に係る指名停止等の措置基準」第4条第2項第4号に該当するため、(短期)1か月に1か月を加算して2か月とする。

指名停止期間：令和8年9月10日～令和8年11月9日(2か月)

4. 令和5・6・7年度市発注実績

令和5年度 実績なし
令和6年度 実績なし
令和7年度 実績なし

本件に関する問合せ先

神崎市役所 総務企画部
財政課 契約管財係
直通：0952-37-0101
mail: zaisei@city.kanzaki.lg.jp

▼神崎市HP

